

住民の一時立入りの実施について

平成23年5月7日
原子力災害現地対策本部

警戒区域内への住民の一時立入り（以下「住民立入り」という。）については、被災住民の強い要望を踏まえ、原子力災害対策本部の方針に従い、安全確保に十分留意しながら、原子力災害現地対策本部として関係市町村、福島県及びその他関係機関と調整を行ってきたところ、概ね以下のような予定及び方法で実施する。

1. 住民立入りについては、対象市町村※それぞれの対象者数見込みや準備状況を勘案し、5月10日以降を目途に、川内村、葛尾村、及び田村市において順次実施。他の6市町については、5月13日に開設される予定の「福島県警戒区域一時立入り受付センター」において立入り希望者の募集を受け付け、5月下旬頃から順次実施。

なお、福島第一原子力発電所のプラント状況、気象条件等により、随時予定を変更することがあり得る。

※ 田村市、南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村

2. 住民立入りの実施方法については、「警戒区域への一時立入り許可基準（平成23年4月23日）」に基づくこととする。（別添資料参照）
3. 自家用車等の持出しについては、住民立入りの実施と並行して準備を行い、スクリーニング等の体制が整備でき次第、5月下旬頃から実施する予定。

【参考】福島県警戒区域一時立入り受付センター

住民の一時立入り希望の受付を行う。

○電話番号：0120-208-066（5月13日～）

○受付時間：午前8時～午後10時（土日祝日も受付）

(別添)

平成23年5月7日

一時立入りについて（参加を希望する住民の方々向け）

1. 一時立入りの概要

住民の一時立入り（住民立入り）は、警戒区域内への立入りに関する住民の方々の要望を踏まえ、関係市町村※、県及び国が協力しながら行うものです。その目的は、警戒区域内に居住していた住民の方々が自宅に戻り、当面の生活に必要な物品の持出し等を行うことにあります。

立入りに参加する住民の方々は、福島第一原子力発電所の20km圏外（警戒区域外）に設置した中継基地に集合し、必要な準備を整えた後、専用バスでそれぞれの居住地区へ向かいます。自宅で各自過ごした後、再び専用バスで中継基地に戻り、放射性物質による汚染がないことを確認し解散となります。

※ 田村市、南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村

2. 一時立入りの条件

警戒区域内への立入りは、福島第一原子力発電所における不測の事態等による危険性（リスク）を伴うものです。国、県、関係市町村等は、安全確保に最大限の努力を行いますが、一時立入りを行う住民の方々には、立入りに伴う危険性（リスク）を十分に認識し自己の責任の下で参加いただく必要があります。

また、立入り当日の天候や原子力発電所の状況等により、安全確保に支障が生じる可能性があるとは判断される場合には立入りを中止することがあります。

3. 一時立入りの参加者の準備

立入りの際は、私服の上から防護スーツ等を着用することになります。防護スーツを着た場合、天候によってはかなり暑くなることもあり、また中継基地での検査（スクリーニング）が終わるまで脱ぐことができませんので、動きやすく気温を考慮した服装（薄手の長袖）で参加して下さい。スカートは防護スーツを着るには適切ではありません。

また、立入り当日までの体調管理を十分行い、当日に体調が悪い場合は早めに係員等にお知らせください。

なお、あらかじめ持ち出す物品等を書き出したメモを持参すると、作業をよ

り円滑に進めることができます。

4. 一時立入りの実施方法

参加する住民の方々は、指定された場所からの送迎バス又は自家用車にて、一時立入りの出発点となる中継基地に集合します。中継基地では、警戒区域内に立ち入るために必要な装備類（防護スーツ、マスク、手袋、靴カバー、線量計、トランシーバー、持出し物品を入れるビニール袋など）を受け取り、使用方法の説明を聞き装備を身に付けます。靴カバーはビニール製で滑りやすいため、注意が必要です。

その後、地区ごとに専用バスで警戒区域内の住居近くまで移動し、そこから自宅へ徒歩で向かいます。なお当日は、専用バスで自宅に向かう際、所定の小袋を用意しますので、カメラや心臓病等の携行備薬など最小限のものはそこに入れて持ち込むことができます（ただし、戻った際の検査の結果次第でお預かりする場合があります）。

現地での滞在時間は約 2 時間です。自宅から出てバスの乗車場所に集合し、人数確認の上、中継基地に向け出発します。中継基地と住居との往復の時間は、中継基地で行う検査（スクリーニング）等を含め、4～5 時間程度を予定しています。

中継基地に到着したら、身体及び持ち出した物品の放射線量を計測します。汚染が確認された場合は、拭取り、洗浄等の汚染除去作業を行います。それでも汚染除去が十分にできなかった場合は、その物品を廃棄せざるを得ない場合があります。

その後、防護スーツ等を脱ぎ、必要に応じ着替え、送迎バス又は自家用車にて現在の居住地に向け出発します。

5. 一時立入りに関する注意事項

一時立入りに際しては、参加する方々の安全を確保するとともに、参加される多くの方々の立入りをスムーズに実施するため、以下の点に注意して下さい。

- 中継基地を出発した後は、原則として、中継基地に戻り検査が終了するまでトイレの使用及び食事はできません。また、行きの専用バスの中では水を飲めますが、戻りのバス内では汚染防止のため、原則として水は飲みません。
- 地震等により自宅に壊れた部分があるなどの場合は、入る際に安全に十分注意し、入ることが危険である場合は入らないで下さい。また、室内に割れ物

などが散乱していることも考えられますので、怪我をしないよう十分注意して下さい。

- 持出し品は、支給されるビニール袋(70cm×70cm 程度)一枚に入る量として下さい。
- ペット、家畜、食品等を持ち出すことはできません。
- 他の参加者の迷惑にならないよう、自宅から専用バス（警戒区域内の集合場所）に戻る際の時間は厳守して下さい。
- その他、一時立入りに際しては、引率者及び安全管理者など係員の指示に従って下さい。

6. 一時立入り希望者の募集

一時立入りを希望される方は5月13日に開設される「福島県警戒区域一時立入り受付センター」（一時立入り受付センター）に電話の上、登録手続きを行ってください。登録に際しては、氏名・生年月日・警戒区域内の住所・現住所・（緊急）連絡先等をお知らせ下さい。

なお、一時立入り者は一世帯当たり原則一人ですが、安全上の理由等により特に市町村長が認めた場合は、二人まで参加できます。

一時立入り受付センター電話番号：0120-208-066（5月13日～）
受付時間：午前8時～午後10時（土日祝日も受付）

（注）上記のご案内の内容については、一時立入りの実施に伴う経験等を踏まえ、修正を行うことがあります。

一時立入り実施イメージ

添付

